

# 第4次琴浦町男女共同参画プラン

—性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる社会づくり—

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

# 目次

<b>第1章 プランの策定にあたって</b> . . . . .	<b>3</b>
1 プラン策定の趣旨 . . . . .	3
2 目指す姿と基本理念 . . . . .	3
3 位置づけ . . . . .	4
4 計画期間 . . . . .	4
5 プランの推進体制 . . . . .	4
<b>第2章 現状と課題</b> . . . . .	<b>6</b>
1 人口の推移 . . . . .	6
2 労働力率の推移 . . . . .	6
3 男女平等に関する意識 . . . . .	8
4 家庭生活 . . . . .	9
5 地域活動 . . . . .	11
6 誰もが安心して暮らせる環境 . . . . .	12
<b>第3章 プランの体系</b> . . . . .	<b>15</b>
<b>第4章 施策の内容</b> . . . . .	<b>16</b>
基本テーマ1 男女共同参画を実現するための社会づくり . . . . .	16
重点目標(1) 子どもから大人まで、男女共同参画への理解促進 . . . . .	16
基本テーマ2 誰もが活躍できる環境づくり . . . . .	17
重点目標(2) 家族みんなで協力し合う家事・育児・介護の推進 . . . . .	17
重点目標(3) 誰もが働きやすい環境づくりの推進 . . . . .	18
重点目標(4) 性別にかかわらず、地域活動等に参加できる環境づくり . . . . .	19
基本テーマ3 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり . . . . .	20
重点目標(5) 性別による差別・暴力をなくす社会づくり . . . . .	20
重点目標(6) 安心・安全の環境づくり . . . . .	20
<b>参考資料</b> . . . . .	<b>23</b>

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

琴浦町では男女共同参画社会の実現を目指して、平成18年9月に制定した琴浦町男女共同参画推進条例に基づき、平成20年度以降に琴浦町男女共同参画プラン※を策定し、男女共同参画の取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画、多様性尊重に対する社会の理解は着実に広がってきています。しかし、町民意識調査の結果によると、固定的な性別役割分担意識はいまだ根深く残り、家庭生活における女性の負担は大きく、地域活動や政策方針決定過程における女性の参画は大きくは進んでいないことも課題として残っていることが明らかです。

少子高齢化や人口減少の進行等により、地域社会の変化、働き方やライフスタイルの多様化等、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化しています。このような変化に対応していくためには、家庭、職場、地域等、あらゆる分野において男女共同参画を進める必要があります。

一方で、性の多様性が尊重される社会を実現することも重要な課題となっています。そのため、本プランでは、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことを前提に計画を立てるとともに、課題として残る男女共同参画社会の実現に向けて策定するものとします。

一人ひとりが心豊かに生き生きと暮らすことができるまちを目指して、本プランに基づき、さらなる取り組みを推進します。

※琴浦町男女共同参画プラン：第1次プラン＝平成20年度～24年度、第2次プラン＝平成25年度～29年度、第3次プラン＝平成30年度～令和4年度

## 2 目指す姿と基本理念

### ●目指す姿

#### 「性別にかかわらず、一人ひとりが輝く共生のまち」

琴浦まちづくりビジョンー第3次琴浦町総合計画ーの将来像である「ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦」に向かって、男女共同参画社会を実現する施策「支え合いと共生のまちづくり」※を推進するために、家庭・地域・職場等さまざまな場面で一人ひとりが性別にかかわらず、生き生きと暮らせるように互いを受け入れ、支え合う町を目指して取り組みます。

※「支え合いと共生のまちづくり」：琴浦まちづくりビジョンの政策（1）「新しいひとの流れをつくりだす共生のまち」の施策④に記載。

## ●基本理念

平成18年に制定した「琴浦町男女共同参画推進条例」に基づく次の5つの基本理念を本プランの基本理念とします。

- (1) 性別で差別されず、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できるまち
- (2) 性別や性的指向に関わらず、全ての人の人権が尊重されるまち
- (3) 性別によらず、様々な分野で自由に選択でき、活動できるまち
- (4) 政策、方針決定過程などに、男女が対等な構成員として参画するまち
- (5) 家族がお互いの協力と社会支援の下に、家庭生活やその他の活動を両立できるまち

## 3 位置づけ

男女共同参画社会の実現に向けて、町の基本的な取り組みの方向と具体的な施策を示した計画として、次の通り位置づけます。

- 本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけて策定するものとします。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」や鳥取県の「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」の内容を踏まえるものとします。
- 「琴浦まちづくりビジョンー第3次琴浦町総合計画ー」を上位計画とし、その他町の関連計画との整合を図ります。
- 平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、誰一人取り残さないことを誓った持続可能な開発目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。5つ目のゴール「ジェンダー平等を実現しよう」では、すべての女性や女の子が能力を最大限に発揮できる社会をつくること、性別にかかわらず平等に機会が与えられる社会をつくることを掲げられており、本プランにおいても目標の達成を目指します。

## 4 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 5 プランの推進体制

このプランに基づく施策を下記の体制で総合的かつ計画的に推進していきます。

- (1) プランの推進体制・検証（琴浦町男女共同参画行政推進会議）

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野において、町全体で取り組む必要があります。行政管理職で構成する琴浦町男女共同参画行政推進会議において、総合的な施策の推進を図ります。

また、プランの検証については、各重点目標において設定した数値目標に対して、具体的なアクションの実績や成果から毎年度評価・検証を行い、施策の見直しへとつなげます。

(2) プランの進行管理（琴浦町男女共同参画審議会）

琴浦町男女共同参画推進条例第19条の規定に基づき設置された附属機関である審議会に進捗状況を公表し、委員に意見を求めながら進行管理を行います。

(3) 町民、民間団体、企業等の関係機関との連携

プランを効果的に推進するために様々な関係機関と連携し、協力して取り組みを進めます。

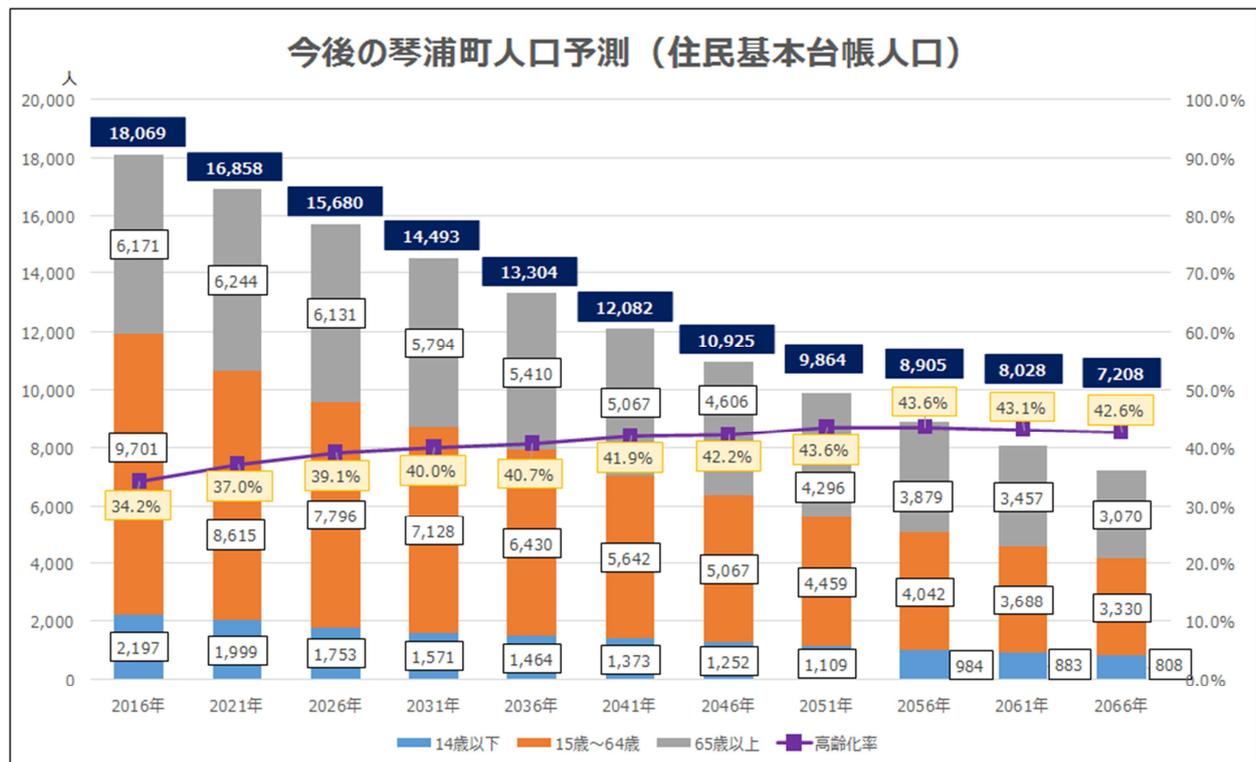
## 第2章 現状と課題

### 1 人口の推移

本町の人口は、1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いています。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえます。

人口減少の要因としては、本町の大きな課題である20代・30代における転出超過が挙げられます。この転出超過は、高校卒業後の世代を中心に始まり、その後も50代前半までその傾向が続いています。特に子育て世代にあたる女性の転出超過は少子化を呼ぶといった悪循環につながる結果となっています。

今後も、若年層を中心に人口流出が続くことが予想され、人口総数は右肩下がりとなる一方、高齢化率は緩やかな上昇傾向となる見込みとなっています



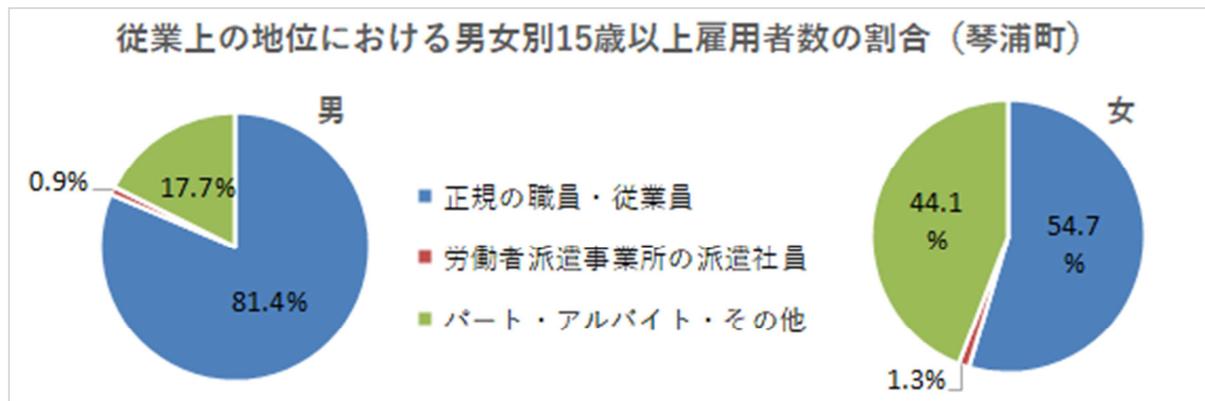
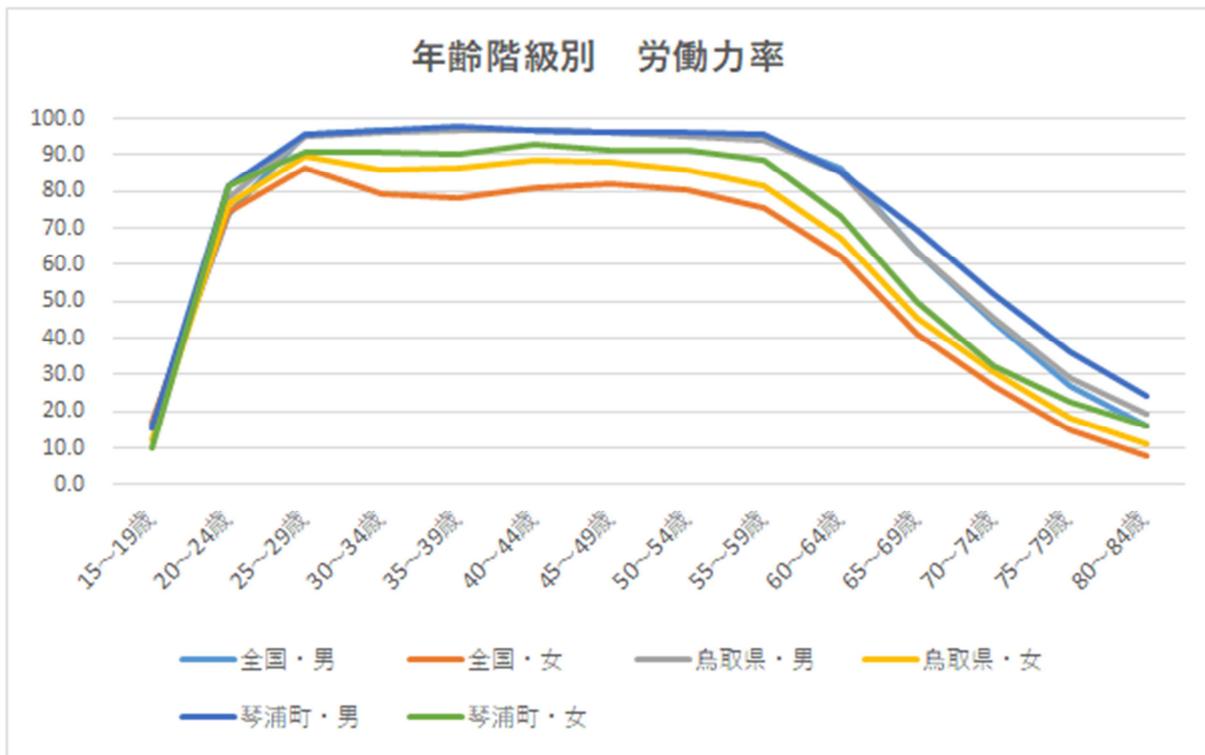
（出典）琴浦町、（一社）持続可能な地域社会総合研究所による独自推計

### 2 労働力率の推移

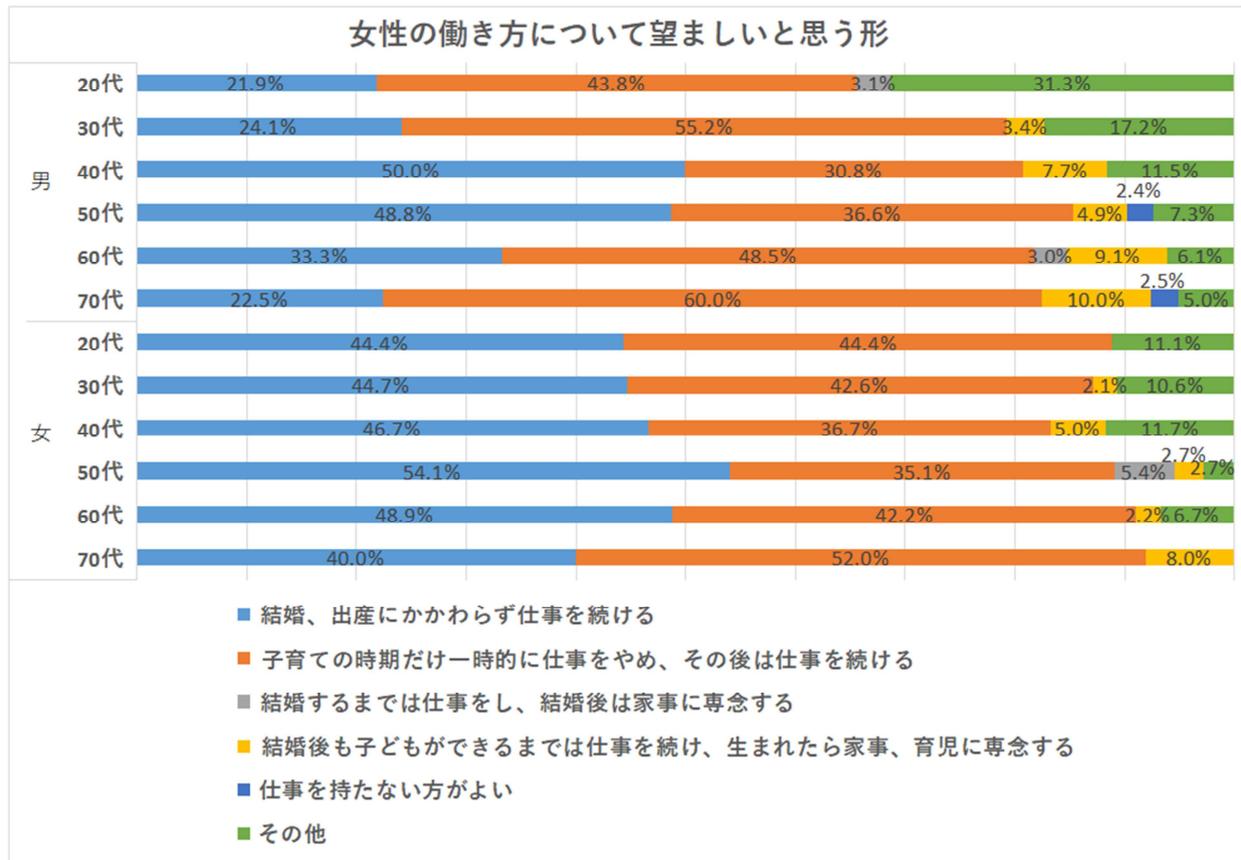
本町の女性の労働力率は全国や県の数値を上回っており、働く女性が多いことがグラフからわかります。M字カーブ※はほぼ解消しており、結婚・出産・育児期も仕事を継続できる環境づくりが進んでいるといえます。一方、雇用者（役員を除く）の内訳をみると、男性雇用者は8割以上が正規の職員・従業員であることに對し、女性の正規職員・従業員は約5割であり、非正規雇用が多いことが課題です。

令和4年に行った男女共同参画に関する町民意識調査（以下、意識調査）の結果によると、女性の働き方で望ましい形に関する設問への回答としては、20代・30代女性は「結婚、出産にかかわらず仕事を続ける」と「子育ての時期だけ一時的に仕事をやめ、その後は仕事を続ける」が同程度の割合となっています。女性のライフステージにかかわらず仕事を続けられる環境づくりを継続して進めるとともに、一度離職したとしても女性が望む形で復職しやすい仕組みづくりに取り組む必要があります。

※M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇して、アルファベットのMのような形になること。



令和2年国勢調査 就業状態等基本集計（総務省統計局）より



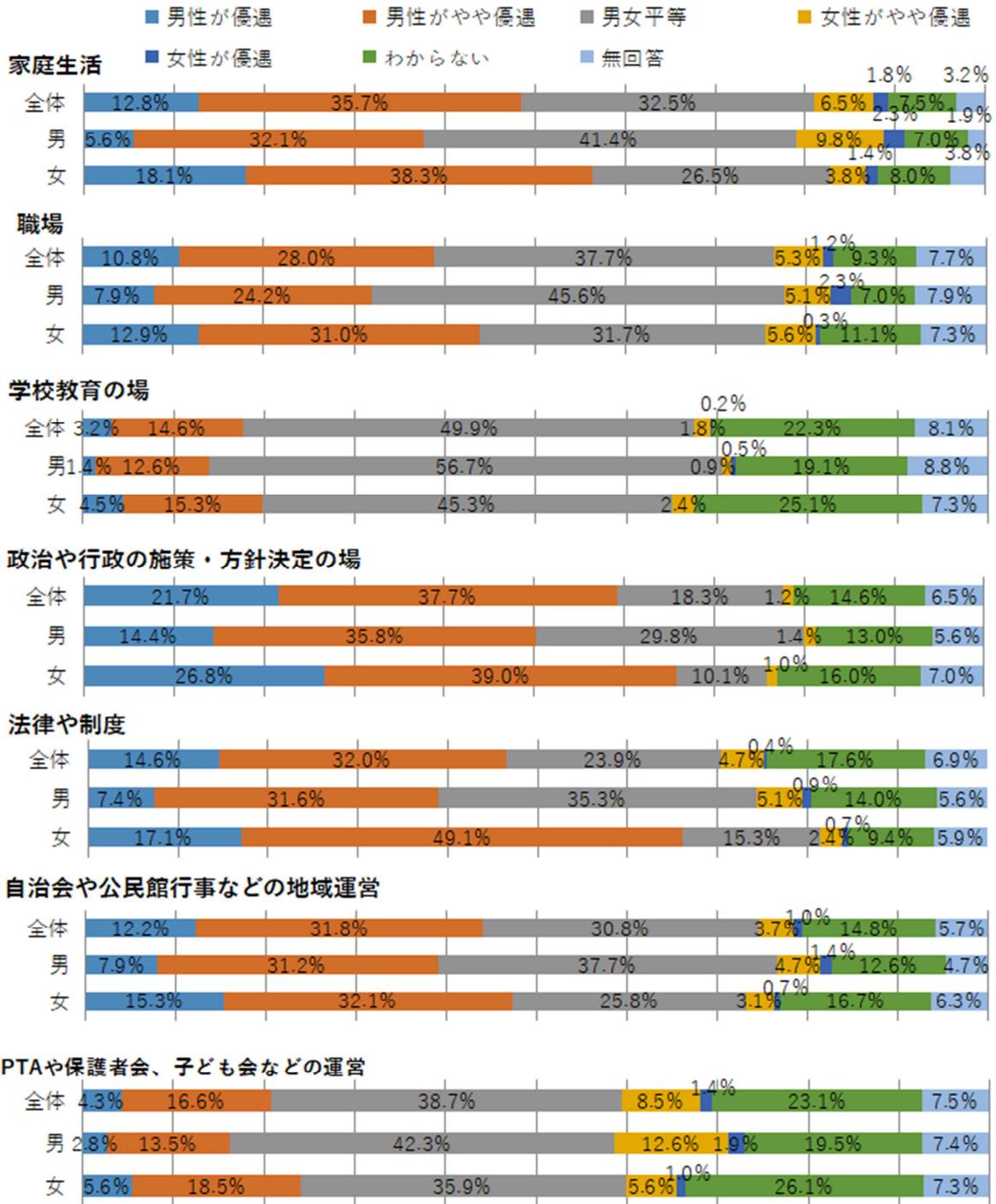
令和4年琴浦町男女共同参画に関する意識調査より

### 3 男女平等に関する意識

意識調査の結果によると、自分の身の周りで感じる男女の地位の平等感に関する設問（「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「法律や制度」「自治会や公民館行事などの地域運営」「PTAや保護者会、子ども会などの運営」の6項目）を行ったところ、最も平等感が高い分野は「学校教育の場」（49.9%）でした。なお、「男女平等」と回答した割合が、前回調査から増加したのは「職場」（45.6%）「家庭生活」（41.4%）「政治や行政の施策・方針決定過程の場」（29.8%）で、特に、「職場」は15ポイント、「家庭生活」は前回調査より16.3ポイントと大きく増加しています。

一方で、男女で回答を比較すると、男性の方が男女平等だと感じている人の割合が高くなっており、男女間で意識の差があることが明らかとなりました。性別にかかわらず平等に感じられる社会を実現するためには、あらゆる場面において関係機関と連携しながら男女共同参画の取り組みを促進する必要があります。

## 男女の平等意識について

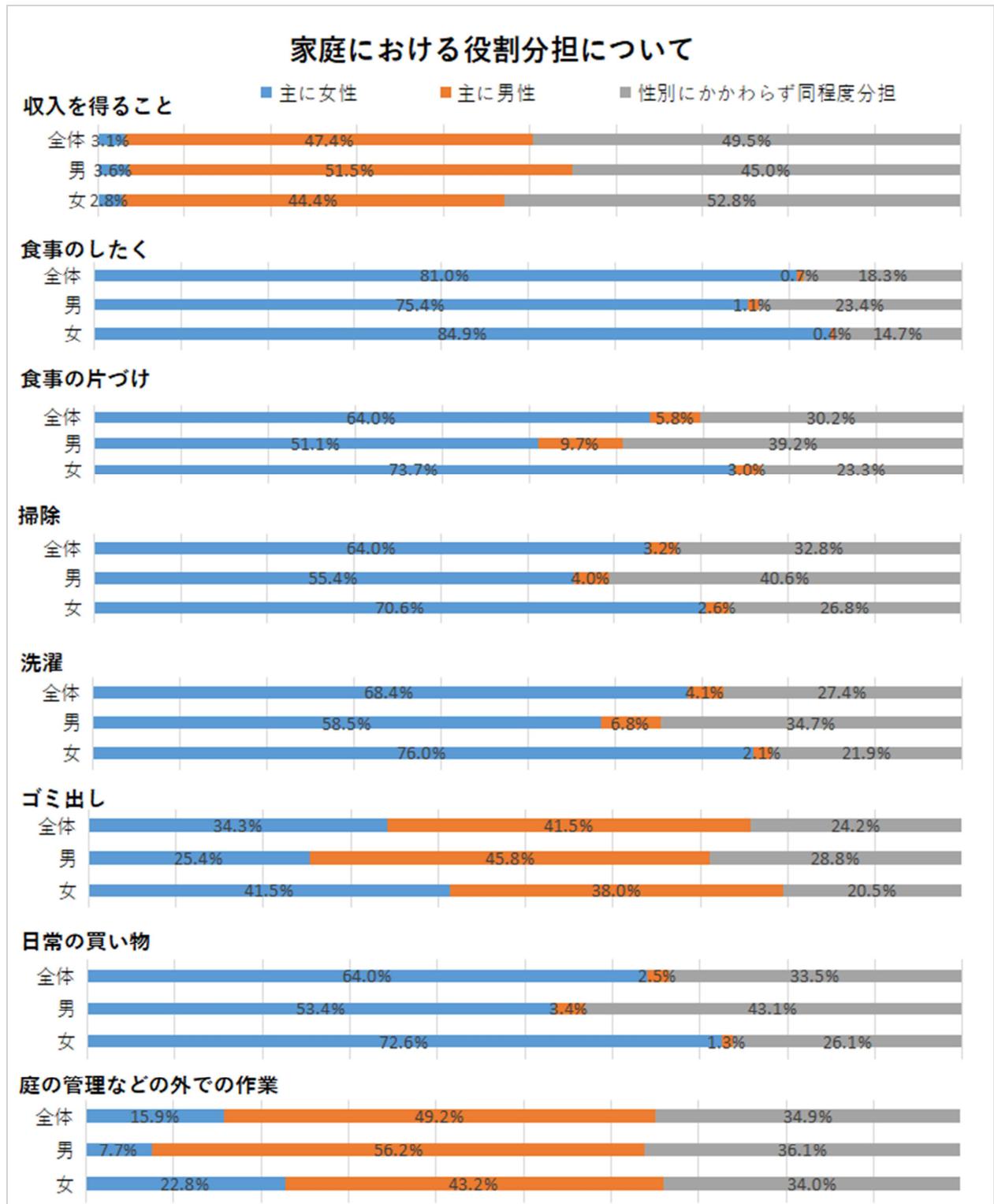


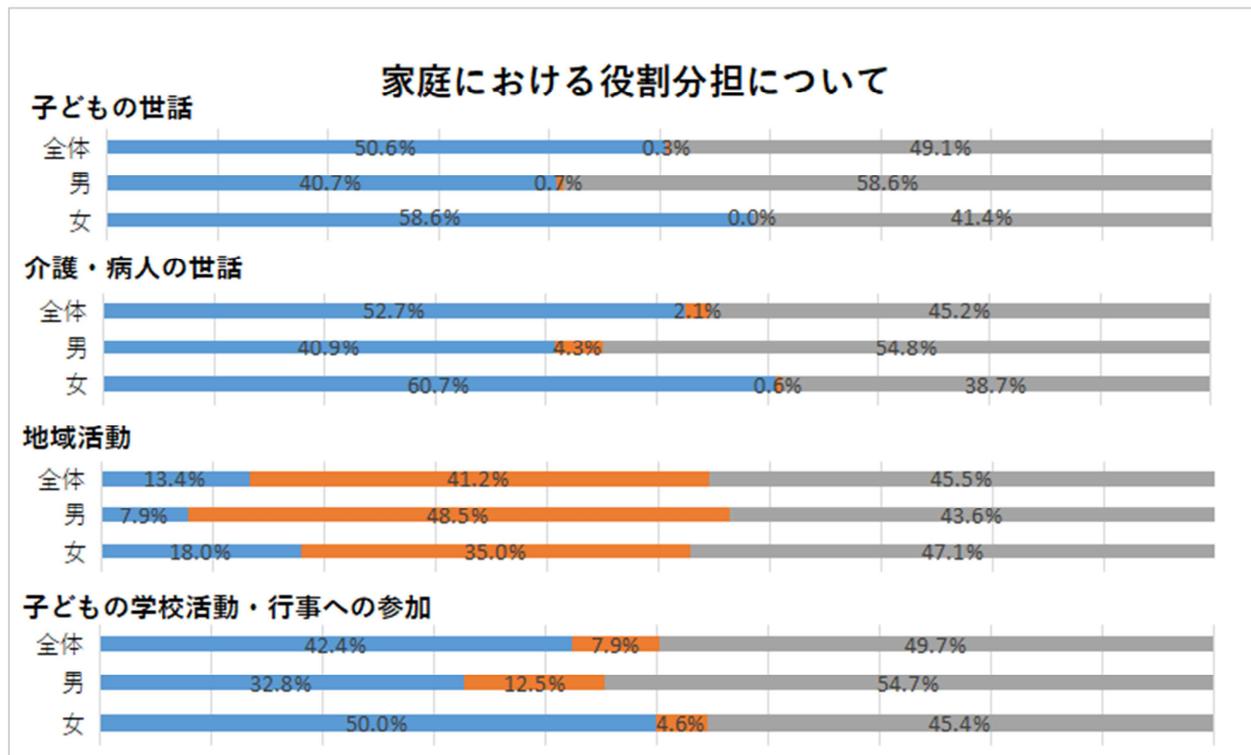
令和4年琴浦町男女共同参画に関する意識調査より

### 4 家庭生活

家庭の仕事（食事のしたく・片づけ・掃除・洗濯・日常の買い物）の大半をいまだ女性が担っていることが意識調査から明らかになりました。また育児（子どもの世話・学校活動・行事への参加）については、男性は同程度分担と答えた割合が最も高かったのに対して、女性は「主

に女性」が担っていると回答した割合が最も高く、男女間で意識の差が顕著でした。様々な分野において女性の活躍を進めるためには、家庭生活における女性への負担軽減が必要不可欠であり、そのためには、家族で家事・育児を協力し合える環境づくりを進める必要があります。





令和4年琴浦町男女共同参画に関する意識調査より

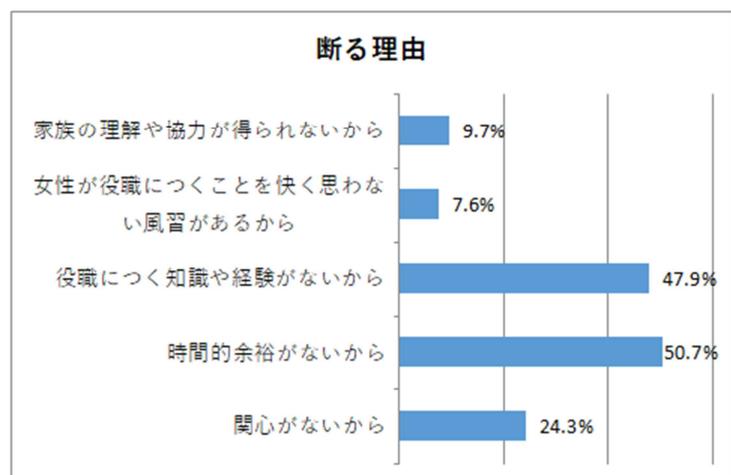
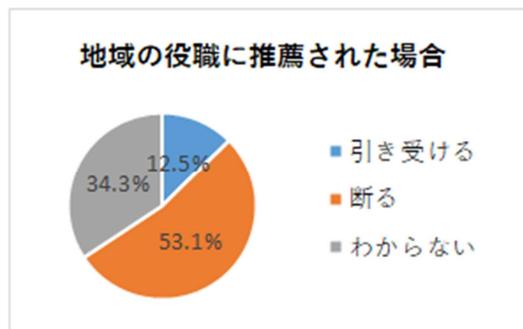
## 5 地域活動

意識調査によると、男女の平等感は「PTAや保護者会、子ども会などの運営」で38.7%、「自治会や公民館行事などの地域運営」で30.8%、「政治や行政の施策・方針決定の場」で18.3%となっています（グラフは本冊子P.9参照）。

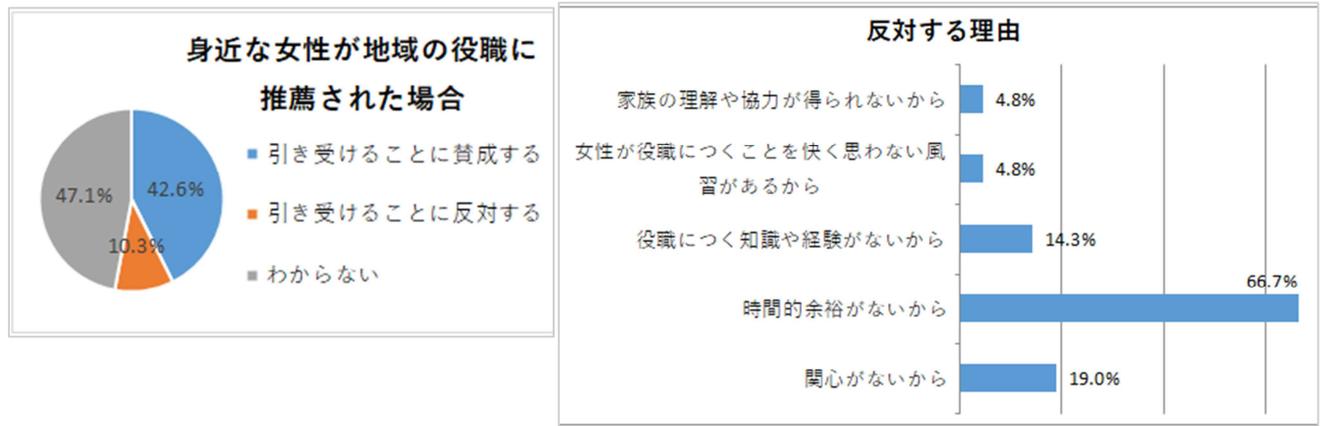
また、自治会長や区長、PTA会長等の地域の役職に推薦された場合、女性の53.1%が「断る」を選択し、その理由に、「時間的余裕がないから」を選択した女性が半数以上にのびます。一方、男性は妻やパートナー等身近な女性が地域の役職に推薦された場合には、「引き受けることに賛成する」を選んだ割合が「反対する」よりも高くなっています。このことから、地域活動に女性が参画しやすい基盤をつくる必要があります、そのためには家庭における女性の負担を軽減させることも重要な課題のひとつ

と言えます。

<女性の回答>



< 男性の回答 >



令和4年琴浦町男女共同参画に関する意識調査より

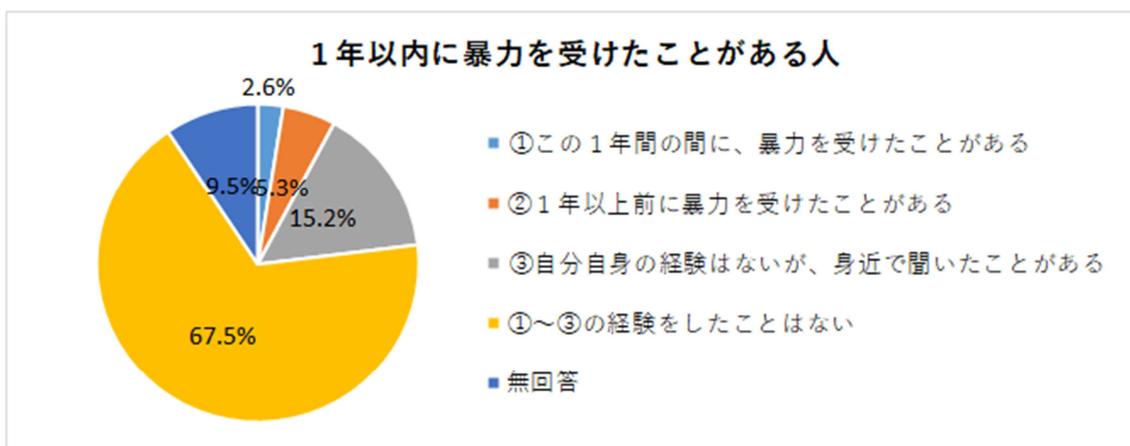
## 6 誰もが安心して暮らせる環境

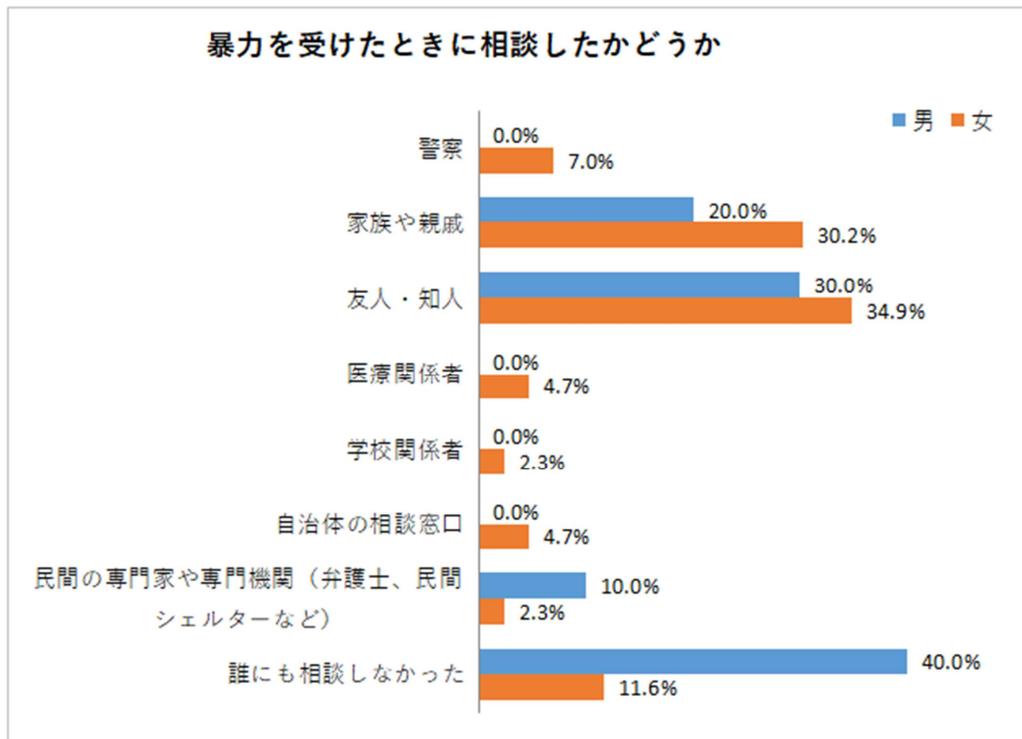
### (1) 暴力の被害

1年以内に暴力を受けたことがある人の割合は前回調査よりもやや増加しています。この背景には、暴力は身体的なものだけではなく、相手の心を傷つけるような精神的なものも暴力にあたること等、DV※に対する認知が広まったことによる暴力の顕在化や、新型コロナウイルス感染拡大の問題に起因して、生活不安・ストレスから暴力が増加したことが推測できます。

また、前回調査では1年以内に被害を受けたと回答した人は全員が女性でしたが、今回調査では**半数近く**が男性でした。そのうち、女性の**ほとんど**は誰か・どこかに相談したと回答した一方で、男性の**半数近く**は相談しなかったと回答しています。このことから、性別にかかわらず被害者を減らすこと、被害を受けた人が相談しやすい環境を整えることが必要です。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

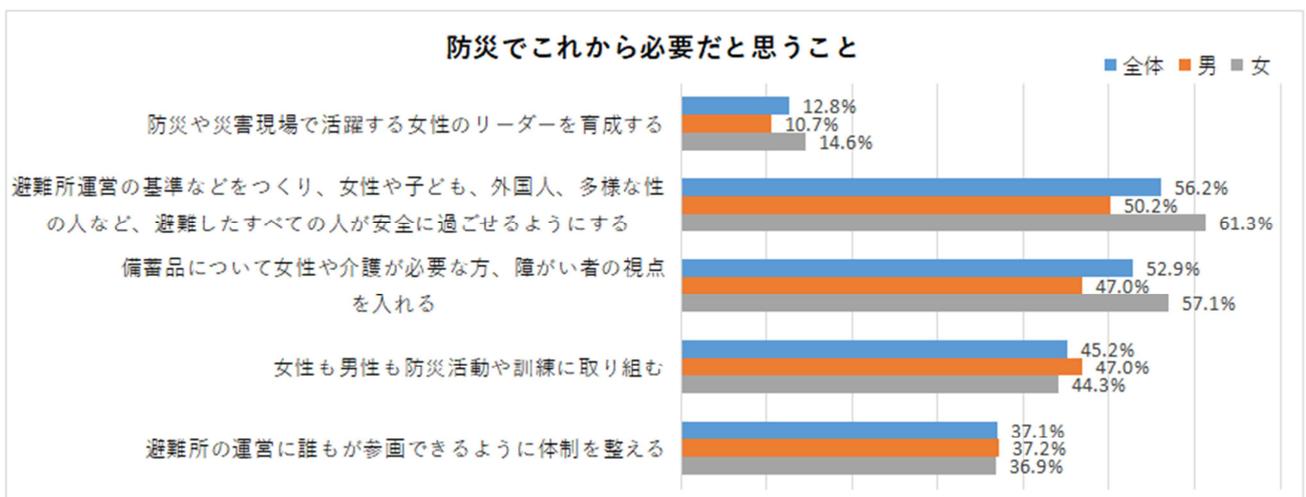




令和4年琴浦町男女共同参画に関する意識調査より

## (2) 防災

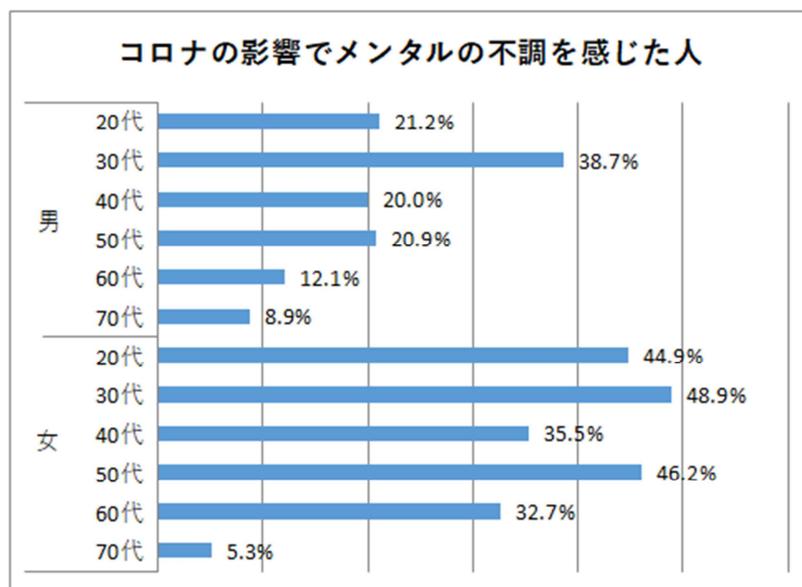
近年、地震や豪雨の大規模な災害が各地で頻発しており、平常時から災害に備えて対策を講じる必要があります。男女共同参画の視点から、誰もが安心して過ごせる避難所の運営基準をつくることで、町、関係機関、住民と共有し、いざという時に即時に対応できる体制づくりを進めることが重要です。



令和4年琴浦町男女共同参画に関する意識調査より

### (3) コロナの影響

意識調査の結果によると、コロナ禍でメンタルに影響を受けた人は70代を除くすべての年齢層で、男性より女性の方が多くなっています。暴力といった直接的な被害だけではなく、社会の影響や、日々の生活における悩みや不満を相談できる環境づくりを進め、心の健康促進につなげます。



令和4年琴浦町男女共同参画に関する意識調査より

## 第3章 プランの体系

本プランは3つの基本テーマと6つの重点目標を掲げ、施策の推進を図ります。

基本テーマ	重点目標	施策の基本的方向
1 男女共同参画を実現 するための社会づくり	(1)子どもから大人まで、男女共同参画への理解促進	①子どもの頃からの男女共同参画に関する教育の推進 ②生涯を通じて男女共同参画を学習できる機会の提供
2 誰もが活躍できる 環境づくり	(2)家族みんなで協力し合う家事・育児・介護の推進 (女性活躍推進計画)	①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②性別にかかわらず仕事と育児や介護が両立できるための支援
	(3)誰もが働きやすい環境づくりの推進 (女性活躍推進計画)	①性別にかかわらず、一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりの推進 ②妊娠～出産、育児、介護や更年期等の時期に柔軟に働ける環境づくりの促進
	(4)性別にかかわらず、地域社会活動等に参加できる環境づくり	①自治会等、地域社会活動における男女共同参画の推進 ②政策・方針決定過程への女性の参画推進
3 誰もが安心して 暮らせる 地域・社会づくり	(5)性別による差別・暴力をなくす社会づくり (DV防止基本計画)	①暴力を許さない地域社会づくり ②誰もが相談しやすい環境づくり
	(6)安心・安全の環境づくり	①防災における男女共同参画の推進 ②こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取り組みの推進 ③多様な性への理解促進

## 第4章 施策の内容

### 基本テーマ1 男女共同参画を実現するための社会づくり

#### 重点目標(1) 子どもから大人まで、男女共同参画への理解促進

男女共同参画への理解を深め、一人ひとりが望む生き方を認め・認められる社会をつくるために、子どもの頃からの教育を進めるとともに、あらゆる年齢層へも理解促進に向けた啓発活動を行います。

##### ①子どもの頃からの男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の実現のためには、幼少期から性別に基づく固定観念等を生じさせないことが重要です。一人ひとりの個性が尊重され、性別にかかわらず子どもたち自身が自らの生き方を選択できるように、**教育**を通じて取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- ・男女共同参画に関する教育の充実
- ・教育関係者や保護者の男女共同参画・ジェンダー※平等に関する理解促進

※ジェンダー：生物学的な性別ではなく、社会的・文化的につくられた性別のこと。

##### ②生涯を通じて男女共同参画を学習できる機会の提供

子どもたちが成長する過程で性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つようになる理由として、親世代等の大人からの影響があげられます。次世代へアンコンシャス・バイアスを引き継ぐことがないように、若年層も含めて幅広い世代へ啓発を行うために、学習機会の充実を図ります。

<主な取り組み>

- ・アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取り組み
- ・地域内で学習できる機会の提供（鳥取県男女共同参画センターの出前講座等の活用）
- ・県内のセミナー等に関する情報提供

重点目標(1)の数値目標

項目	基準値	目標
「学校教育の場」において男女の地位が平等であると 感じる人の割合	49.9% (R4) 63.6% (H28)	60.0% (R9)
「ジェンダー」の言葉の意味や内容を知っている人の 割合	49.7% (R4) 22.5% (H28)	60.0% (R9)

## 基本テーマ2 誰もが活躍できる環境づくり

### 重点目標(2) 家族みんなで協力し合う家事・育児・介護の推進 (女性活躍推進計画)

女性の負担を軽減し、女性が職場や地域等で「自分らしく」活躍できる時間を確保するために、家庭の仕事は家族みんなで協力するように機運を高めます。

#### ①男性の家事・育児・介護への参画促進

男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制等の働き方の見直しによって、男性にとっても家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます。意識調査の結果から明らかとなった、女性に偏っている家庭の仕事を、男性も率先して取り組める環境づくりを進めます。

<主な取り組み>

- ・ 離乳食講習会等、子どもに関する行事への男性の参加促進
- ・ 男性の育児休業・介護休業取得の推進
- ・ 男性が家庭に参画しやすい環境をつくるための啓発、職場への働きかけ

#### ②性別にかかわらず仕事と育児や介護が両立できるための支援

共働きやひとり親等、さまざまな家族の形態にあわせて、仕事と育児や介護の両立や、負担の軽減をサポートする環境づくりを進めます。

<主な取り組み>

- ・ 妊娠期からの切れ目のない子育て支援（相談支援・情報提供）
- ・ 待機児童0（ゼロ）に向けた取り組み
- ・ ニーズに対応した保育サービスの提供（一時預かり、休日保育の実施等）
- ・ 介護保険サービスに関する相談受付
- ・ 介護に関する制度等の周知

重点目標(2)の数値目標

項目	基準値	目標
「家庭生活」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	32.5% (R4) 16.2% (H28)	45.0% (R9)
家庭の役割分担において、「子どもの世話」の役割分担に対して満足している人の割合	46.2% (R4) (満足・やや満足)	50.0% (R9)
家庭の役割分担において、「介護・病人の世話」の役割分担に対して満足している人の割合	36.2% (R4) (満足・やや満足)	40.0% (R9)

### 重点目標(3) 誰もが働きやすい環境づくりの推進 (女性活躍推進計画)

性別によって働き方やキャリア等を制限されることがなく、一人ひとりが活躍できる職場環境づくりが進むように企業へ働きかけます。また、妊娠～出産、育児、介護の時期に柔軟に働けるように、職場環境づくりを推進します。

#### ①性別にかかわらず、一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりの推進

働くことを希望する誰もが自らの意思に基づき、それぞれの個性や能力を発揮できるように職場環境を整えるよう町内企業へ働きかけるとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止に向けて啓発活動等を推進します。

<主な取り組み>

- ・職場において性差のない人材育成、公正な待遇の確保等の働きかけ
- ・さまざまなハラスメント防止の取り組み

#### ②妊娠～出産、育児、介護や更年期等の時期に柔軟に働ける環境づくりの促進

女性の妊娠・出産期や、性別にかかわらず育児・介護・更年期等の状況に応じて、自身の体調や家庭と両立しながらも働き続けることができる環境を整えます。また、子育ての時期に仕事をやめることを希望する女性が一定数いることから、女性が妊娠・出産・育児・介護等により一度退職しても、再び就業ができるような支援をしごとプラザ琴浦等の関係機関と連携して行います。

<主な取り組み>

- ・時短労働や休暇制度の取得等、状況に応じて働きやすい職場づくりの推進と、周囲が協力的な職場環境づくり
- ・育児休業中の女性が職場に復帰しやすいように職場環境づくりや職場からの支援の推進
- ・子育て等で仕事を一度離職した後に、希望する女性の就職支援

重点目標(3)の数値目標

項目	基準値	目標
「職場」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	37.7% (R4) 22.7% (H28)	45.0% (R9)
鳥取県男女共同参画推進企業認定数	32社 (R4)	35社以上 (R9)
イクボス・ファミボス宣言企業数	27社 (R4)	30社以上 (R9)

## 重点目標(4) 性別にかかわらず、地域社会活動等に参加できる環境づくり

みんなが意見しやすく、みんなの声が届く、そして参加したくなる地域社会づくりの実現に向けて、各地区での理解促進を図ります。

### ①自治会等、地域社会活動における男女共同参画の推進

意識調査における家庭の役割分担について、地域活動への参加は性別にかかわらず分担できていると回答した割合が最も高かった一方で、ほぼ同程度の割合で男性が担っているとの回答が高くなっています。誰もが地域や社会で活躍できるよう、性別にかかわらずすべての人が参加しやすい環境をつくとともに、改めて男女共同参画の視点で地域活動に取り組むよう啓発等を行う必要があります。

<主な取り組み>

- ・ 固定的役割分担意識の解消や誰もが活躍しやすい環境づくり

### ②政策・方針決定過程への女性の参画推進

本町において、政策・方針決定過程への女性の参画状況は6年前と比べて総合的に改善されていますが、いまだ4割未満となっています。多様化する地域の課題に対応していくためには、性別に偏りなく多様な人が政策・方針決定過程に参画していく必要があります。すべての分野・審議会等において女性の参画を促進するために、着実かつ計画的に取り組めます。

<主な取り組み>

- ・ 審議会や委員等における女性の参画促進（特に、農業分野やスポーツ分野）

重点目標(4)の数値目標

項目	基準値	目標
「自治会や公民館行事などの地域運営」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	30.8% (R4)	35.0% (R9)
家庭の役割分担において、「地域活動」を性別にかかわらず同程度分担している人の割合	45.5% (R4)	50.0% (R9)
「政治や行政の施策・方針決定過程の場」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	18.3% (R4) 16.3% (H28)	20.0% (R9)
町の審議会、委員等への女性の登用率	38.5% (R4)	45.0% (R9)

## 基本テーマ3 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり

### 重点目標(5) 性別による差別・暴力をなくす社会づくり (DV防止基本計画)

すべての人が個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重されることが何より重要です。性差別や暴力による被害者をなくし、暴力を容認しない社会の実現を目指して普及啓発に取り組みます。

#### ①暴力を許さない地域社会づくり

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、根絶しなければいけません。暴力を許さない意識を社会に浸透させるために、あらゆる暴力の防止に向けて取り組みます。

<主な取り組み>

- ・DV、性暴力、各種ハラスメント等のあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発

#### ②誰もが相談しやすい環境づくり

女性に限らず、男性への暴力被害も増えており、また、男性の方が被害相談ができていないのが実態です。日頃から相談窓口に関する案内を行うなど、性別にかかわらずすべての被害者を支援する取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- ・相談体制の周知と充実
- ・男性も女性も相談しやすい体制の整備

重点目標(5)の数値目標

項目	基準値	目標
過去1年間に暴力を受けたことがある人の割合	2.6% (R4) 1.9% (H28)	2.0% (R9)
暴力被害を受けた人のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合	18.5% (R4) 51.9% (H28)	15.0% (R9)

### 重点目標(6) 安心・安全の環境づくり

災害から受ける影響は男女によって違いがあり、より多くの影響を受けるのは女性であると指摘されています。防災・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れ、すべての人が安心して暮らすことができる環境の整備を進めます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は生活様式を大きく変え、人々の精神面へ大きな影響をもたらしました。あらゆる状況において、すべての人が心身ともに健康でいられるように、安心して相談できる環境づくりを進めます。

さらに、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける社会をつくるためには、さまざまな性のあり方について理解を深めていく必要があります。お互いの違いを認め合い、多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

### ①防災における男女共同参画の推進

避難所の設備・備品・運営方針等に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して十分に配慮する必要があります。そのために、まずは女性の視点を取り入れた”男女共同参画の視点からの防災”に日頃から取り組み、防災や減災、災害に強い地域社会づくりを進めます。

<主な取り組み>

- ・すべての人が安全に過ごせる避難所運営の基準づくりおよび防災体制の確立
- ・災害対応力向上のための職員向け研修の実施
- ・地域の防災意識を高める取り組みの推進

### ②こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取り組みの推進

意識調査の結果から、コロナ感染拡大の影響によりメンタルの不調を感じている人の割合はほぼすべての年代で女性の方が男性よりも多いことが明らかになりました。生理の貧困等コロナ禍で受けた影響や、コロナの影響に限らず、女性の健康、特有の悩み等を安心して相談できる体制を、関係機関と連携して整えます。また、男性にも同様にこころの健康のサポートを行う体制を整えます。

<主な取り組み>

- ・さまざまな悩みを抱える人の心のケアにつながる相談体制の整備と周知

### ③多様な性への理解促進

性の多様性について社会的に認知が高まる一方、周囲の理解が不十分なために LGBTQ※の人たちが偏見や差別を受けるなど、さまざまな困難に直面している現状があります。当事者が差別的な扱いを受け、生きづらさを感じることがないように、正しい理解を深めるための機会を提供するなど、環境づくりを進めます。

<主な取り組み>

- ・学校教育における、性の多様性に関する教育の推進
- ・多様な性のあり方について普及啓発

※LGBTQ：LGBTQとは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない、または意図的に定めていない人）の頭文字をとったもの。

重点目標(6)の数値目標

項目	基準値	目標
自主防災組織に女性役員がいる組織の割合	60.8% (R4)	75.0% (R9)
「LGBT」の言葉の意味や内容を知っている人の割合	46.4% (R4)	50.0% (R9)

# 参考資料

## ○琴浦町男女共同参画推進条例

平成 18 年 9 月 22 日

条例第 59 号

急激な少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、これからも豊かで活力のある社会を築いていくためには、男女それぞれが、互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画し、ともに責任を分かち合うことのできる、魅力あふれた社会の実現が不可避である。

このためには、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正し、一切の暴力を許さないなどの男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取り組みが求められている。こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を充分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が琴浦町として求められている。

このような認識のもと、男女の共同による、心豊かで魅力ある琴浦町のまちづくりのために、ここにこの条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。
- (2) 男女の性別又は性的指向にかかわらず、すべての人の、人権が尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (4) 町における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

#### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進にあたっては町民及び事業者等と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取り扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、琴浦町男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために、必要な情報収集及び調査研究を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 町は、町民及び事業者等が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第 14 条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第 15 条 町の附属機関の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(実施状況の公表)

第 16 条 町長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(施策に対する意見及び性別による権利侵害の申出)

第 17 条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を町長に申し出ることができる。

2 町民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、町長にその旨を申し出ることができる。

3 町長は、第 1 項及び第 2 項の規定による申出があったときは、琴浦町男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第 18 条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 町は、町民及び事業者等の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

### 第 3 章 琴浦町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 19 条 琴浦町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、琴浦町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 20 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
  - (3) 町内に住所を有する者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○琴浦町男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年6月17日～令和5年3月31日

氏名 (敬称略)	組織又は団体名	備考
権田 正直	鳥取県男女共同参画センター	
安谷 潔美	琴浦町人権・同和教育推進協議会	会長
倉光 千浪	琴浦町商工会	副会長
井上 耐子	琴浦町男女共同参画推進会議	
石賀 英男	琴浦町家族経営協定連絡会	
徳本 義則	一般公募	
西村 恵子	一般公募	
安岡 富貴子	一般公募	

## ○プラン策定の経過

年月日	主な内容
令和4年6月20日	行政推進会議①：策定スケジュール、意識調査アンケート(案)
6月29日	審議会①：策定スケジュール、意識調査アンケート(案)
7月4日～8月8日	意識調査の実施 ・配布数 2,000件 ・回収率 25.4%
10月31日	行政推進会議②：意識調査結果の報告、プランの方向性について
11月10日	審議会②：意識調査結果の報告、プランの方向性について
令和5年1月19日	行政推進会議③：第4次プラン(案)
2月3日	審議会③：第4次プラン(案)
2月8日～24日	パブリックコメントの実施
3月	策定